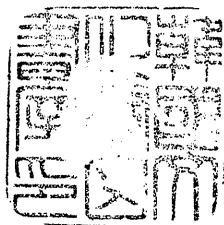


青立學術論集

第 25 集



財団法人 韓国文化研究振興財団

27373

そこで本稿では、政治的な意図から離れてテクストに立ち戻り、史料に即して解釈するどのように読まざるを得ないか、について再検討したい。その際、『続々群書類従』第九に収録されたものを底本に、『日本庶民生活史料集成』第二

は感情的な応酬も混じり込み、史料解釈としてはテクスト自体から離れゆく傾向が否定できない。

寬文七年（一六六七）に出雲藩士斎藤豊仙が著した「隱州視聽合紀」の冒頭「国代記」にある記述をめぐり、これまでいくつか議論が重ねられてきた。それは戦後の竹島／独島をめぐる日韓交渉と密接に関わるかたちで問題提起されたから、いきおい政治色を帯びた議論ともなった。その焦点は、端的に述べれば「然則日本之乾地、以『此州』為限矣」とする文中の「此州」が、鬱陵嶋（江戸時代における竹島）を指すのか、隱州を指すのか、というところにあつた。日本政府側はこれを鬱陵嶋とし、韓国政府側は隱州として対立したことであつて、解釈は政治的に引きずられ、厳密な解釈というよりもしろ恣意に流れる傾向も皆無ではなかつた。しかも議論には

そこで本稿では、政治的な意図から離れてテクストに立ち戻り、史料に即して解釈するどのように読まざるを得ないか、について再検討したい。その際、『続々群書類従』第九に収録されたものを底本に、『日本庶民生活史料集成』第二

はじめに

十巻に収録されたもの⁽¹⁾等を参考しつつ、以下検討する。

一、「隱州視聽合紀」の構成・内容・用語法

「隱州視聽合紀」の全体構成は、序および卷一「国代記」・卷二「周吉郡」・卷三「穩地郡」・卷四「嶋前紀」から成る。隱岐国は大きく嶋前・嶋後に分けられるが、卷一「国代記」が隱岐国全体を扱い、卷二・三が嶋後に属する周吉郡・穩地郡について、郷・村・里の単位で地理的特徴述べ、それぞれの単位ごとに名所・旧跡や故事を記す。同様に卷四では嶋前に属する知夫郡・海部郡内の郷・村・里について記し、さらに延喜式神名帳・國中仏寺・名所和歌・知夫郡焼火山縁起・文覚論もここに含まれる⁽²⁾。

すなわちこれまで議論の対象とされてきた卷一「国代記」とは、郷・村・里単位に細分されて記された卷二・四に対し、国単位で見た場合の特性を記した部分といえる。そこで「国代記」の内容を確認するため、句読点を付しながら、少し長めに史料引用してみたい。その際、意味のまとまりを鮮明にするために適宜改行して示す。

付録 「隱州視聽合紀（記）」に言及した諸論稿

160

163

154

147

147

一、「此州」を「竹島（鬱陵島）」とする説について
おわりに

はじめに

[史料⁽³⁾]

「隠州在北海中」故⁽⁴⁾ 隠岐嶋^(創注) 「按、倭訓海中言遠

幾⁽⁵⁾故名歟」、其在異地⁽⁶⁾言島後也、知夫郡・海部郡属焉、其位震地⁽⁶⁾言島後、周吉郡・穩地郡属焉、其府者

周吉郡南岸西郷豊崎也、從是南「ノ方」至雲州美穂関三十五里、辰巳「ノ方」至伯州赤崎浦四十里、未申至石州温泉津五十八里、自子至卯無可往地、戌亥間

行二日一夜有松島、又一日程有竹島^(創注) 「俗言磯竹島、多竹・魚・海鹿」〔按、神言所謂五十猛歟〕、此

二島無人之地、見高麗如⁽⁸⁾目雲州⁽⁸⁾望隱岐上、然則日本之乾地、以此州為限矣、

民部図帳曰、凡諸健兒免徭役、隱岐國以國造田三町地子充之、然近代所賦每年一萬千六百余斛、其余又以漆・椿実・山椒・紫藻・鯛・鰐・鰐・鰐・石決明・烏賊・馬皮等、是慶長年中堀尾氏之所定也、

古老伝曰、昔対馬守源義親之國也、其後薩摩守忠教在雲州美保関領之^(創注) 「忠度城跡在三保」、其後鎌倉右大將家使⁽⁹⁾地頭人治之、(中略) 嘴呼此何年、始封以来四百八十余年、時永祿某年七月、其後自芸州使⁽¹⁰⁾猪頭九郎・岡野木工等守護于此上也、此時始置館於矢尾居レ之、後經三十八年、毛利氏去、堀尾氏領之、過二世

三十五年而亡、又京極若州大守領之、一世四年而亡、遂帰萬々世矣、

さて、右に引用したように、「国代記」は概ね三つの内容から構成される。「隠州在北海中」から「然則日本之乾之地、以此州為限矣」までが隠岐国の地理的特性を述べた部分、「民部図帳曰」から「是慶長年中堀尾氏之所定也」までが隠岐国に賦課された貢納物（物産と言い換えるかもしない）について述べた部分、そして「古老伝曰」から「遂帰萬々世矣」までが隠岐国の歴史（源義親から京極氏に到る隠岐国を支配した武将の変遷）である。

こうした三部構成をとるなかの、地理的特性を述べた冒頭部分のみがこれまで着目され、「国代記」の他の部分や「隠州視聴合紀」全体から切り離されて解釈、議論がなされてきた。斎藤豊仙の記述態度や文体が、当該冒頭部分のみ他の部分から独立していると考えるのは不自然であり、彼の意図や内容を理解するためには、「国代記」の他の部分や「隠州視聴合紀」全体の記述との整合性をも勘案しながら解釈することが不可欠と思われる。

さて、議論となっている冒頭部分は以下のように釈読されねばなるまい。ただし最後の一文にある「此州」については、

「州」の解釈をめぐる議論が分かれているため、とりあえず「州」という表記のまま残しておく。

(一一一) 隠岐国は北海中にあるがゆえに(島名を)隠岐嶋という。按するに、倭訓に海中を遠畿(おき)というゆえの名か。

(一一二) (隠岐国のうち)南東にあるものを島前といいうなり。知夫郡・海部郡これに属す。

(一一三) (隠岐国のうち)東にくらいする(位置する)を島後といいう。周吉郡・穩地郡これに属す。

(一一四) その(隠岐国)府は周吉郡南岸西郷豊崎なり。

(一一一) これ(隠岐国)より南は、出雲国美穂関に至る、(と)三十五里、

(一一二) (隠岐国より)南東は、伯耆国赤崎浦に至ること四十里、

(一一三) (隠岐国より)南西は、石見国温泉津に至ること五十八里、

(一一四) (隠岐国より)北から東に至る往くべき地無し。北西方向へ行くこと二日一夜にして松島あり、

(一一五) そこ(松島)からさらに一日ほどで竹島あはずもない。

り。俗に磯竹島という。竹・魚・海鹿・多し。〔按するに、神言にいういわゆる五十猛か。〕

(一一五) この二島(松島・竹島)は人無きの地、高麗を見るこ⁽⁹⁾と雲州より隠岐を望むが如し。

(三) そうであるならば則ち、日本の北西の地はこの州をもつて限りとす。

右に見るよう、「国代記」冒頭の地理的特性を述べた部分は、隠岐国の構成について述べた部分(一一四)、隠岐国を基点にして四方位に何があるかを述べた部分(一一五)、(一)を踏まえて日本(の本土)と隠岐国との位置関係を述べた部分(三)、の三つの内容から構成されることが明瞭である。

先述したように、「国代記」は、国単位で見た隠岐国特性を記したものであり、地理・貢納・歴史の三部構成をとる。右に整理した(三)の部分は、次の項目(貢納)に移行する直前にあつて、隠岐国の国単位での地理的特性を述べるに際して締まりをつける部分にあたつている。こうした点に鑑みて史料を素直に解釈しようすれば、(三)にある「此州」が何を指しているかは自ずから明瞭であり、議論の生じようはずもない。

にもかかわらず議論が決着しない根本原因を突き詰めてみれば、「州」は「島（嶋）」と読み替えるても良い、とする主張にゆきあたる。管見の限りでは、そうした主張は「州はシマの意である」とする「田川孝三、四五三頁」に遡る⁽¹⁾。その見解が再検討されることもなく踏襲されているところに議論混迷の要因があるようと思われてならない。

さて、表1は「隱州視聴合紀」における「州」および「島（嶋）」の用例をすべて検索し、整理したものである。このうち「州」の用例についてみると、「隱州視聴合紀」全体から六六例を見いだすことができ、うち六〇例が、隱岐国・出雲国といった特定の国名を隱州・雲州などと略称する事例であることが分かる。それ以外の六例について、その事例が登場する前後の範囲をとつて、以下登場順に掲げる（傍線は引用者、以下同様）。

A 戊亥間行二日一夜有_二松島_一、又一日程有_二竹島_一、此二島無_レ人之地、見_二高麗_一如_レ自_二雲州_一望_二隱岐_一、然則日本之乾之地、以_レ此州_一為_レ限矣、（『続々群書類從』第九、四五〇頁上段）

B 雲州刺史尼子伊予守者、佐々木之棟梁、隣州之盟主也、（同前、四五〇頁下段）

E 昔鄭文題_一古塚_二曰、塚上雨竿_二竹_一、風吹常裊々、塚中有_レ声曰、下有_二百年人_一長睡不_レ知_レ曉于_レ漢子_レ和有_レ似矣哉、又此州之老或有_レ稱_二村上天皇之末孫_一而号_二中村上某_一、問_二其所_一由出_レ則曰、唐橋之遺腹也、（同前、四六一頁下段、なお〔〕内は『日本庶民生活史料集成』本による）

C 聞_二元就欲_一レ討_二隱州_一：（中略）：為清之旧臣（個人名五人省略）潛偶語而曰、清家雖_二令弟_一本比肩之家人_レ也、五郎君雖_二幼弱_一佐々木之根本也、以_レ才又郎_レ坂元就威_一、以至_二此州_一則吾儕皆渠之馬卒也、（同前、四五一頁上段・下段、なお〔〕内は『日本庶民生活史料集成』本による）

表1 「隱州視聴合紀」における「州」「島（嶋）」の用例

「州」の用例	
国代記	特定国名36（隱州11、雲州11、芸州6、若州3、伯州2、但州2、石州） 此州2、隣州、一州
卷2以後	特定国名24（隱州9、雲州7、伯州3、因州、但州、勢州、若州、豆州） 此州2
計	特定国名60 此州4、隣州、一州

「島（嶋）」の用例	
国代記	必ずしも島名とはいえない地名等12（島前6、島後4、島根郡2） 特定島名4（隱岐島、松島、竹島、磯竹島） その他2（此二島、孤島）
卷2以後	必ずしも島名とはいえない地名等17（島前7、島後4、新島守2、島崎、島神、島地、敷島） 特定島名72（松島3、白島3、渡島2、磯竹島2、冠島2、籬島2、白戸島2、蓬島2、赤島2、小峰島2、黒島2、長島、青島、鷦島、中島、甲島、琴島、小敷島、鳥帽子島、鶴島、小白島、帆掛島、屏島、田島、沖島、左婦島、姫島、雀島、鶴島、貝島、平島、神島、前平島、大形島、賤木島、大守島、宇津島、柱島、神の島、恩部島、平瀬島、大領島、巫島、見付島、立島、膝島、雁島、麻島、駄島、伊島、犬島、津目島、基島、竹島、小竹島、三郎島、小守島、二股島、新島） ^(*) その他19（島7、小島5、此島4、一島、孤島、最遠島）
計	必ずしも島名とはいえない地名等29 特定島名76 その他21

凡例：数字は件数。数字の無いものは1件。

(*) これらのほか、『続々群書類從』本には「面例御島」なる島名が出てくるが、『日本庶民生活史料集成』本では「面洲御崎」とする。ここでは後者にしたがい、島名としては採らない。

F. 其沖に松島あり、上に松生て樹間に荒園あり、長事二町ばかり、昔好事者此州に雉の無事を愁て、試に雲州より雌雄を渡して此に放つ、一年を経て終に亡と云（同前、四六五頁下段）

右のうちA～Dは、いずれも卷一「国代記」に含まれる記述、E・Fは、卷一・島後周吉郡のうちそれぞれ「上西里」項と「蛸木浦」項に含まれる記述である。これら六例について、「此州」とする四例（A・C・E・F）とそれ以外（B「隣州」・D「一州」）とに分けて検討してみよう。

まず後者から。Bでは、出雲国の刺史（國守）尼子伊予守は、佐々木一族の棟梁であり隣州の盟主である、というのだから、「隣州」というのは「隣岐国に隣接する出雲国」ということとなる。ここでいう「州」は「国」の意である。Dは、「国代記」に記された戦国期隣岐国をめぐる政治情勢を前提に理解しなければならない。隣岐を一国支配していた佐々木為清の死後、実子五郎が幼少のため為清の弟清家が跡を継いだ。そして清家の子才又郎が毛利元就のもとに質となつた。佐々木家旧臣である寺本たちは、同輩であった清家に仕えることを潔しとせず、幼君五郎を主君として清家・才又郎と対立した。安芸国にいた才又郎は元就に愁訴して軍勢を借り、

「州」は「島」の意だとして、直近の「松島」が「此州」に該当するとしてみよう。「昔好事者」以下は、「昔ある好事家が、松島に雉がないことを残念に思つて、こころみに出雲国から雌雄の雉をつれてきて松島に放したところ、（繁殖に失敗し）一年後にはいなくなつた」となる。しかしながら、島後周吉郡蛸木浦沖合いの松島に雉がないからといって、隣岐国内の他所から連れてくるのではなく、わざわざ出雲国から雉を連れてくる、とする記述はいささか不自然な話である。「此州」にいながら「雲州（出雲国）」より連れてきた、とする語の釣り合いからすれば、やはりここは「隣州（隣岐国）」とするのが妥当だろう。「松島」が「此州」に該当するわけではない。この「州」は「島」の意とはならない。

右の検討から、C・E・Fには共通する特徴を指摘することができる。「此（この）」なる指示代名詞を受けるはずの固有名詞が、存在しないか、少なくとも直近部分には存在しない、という点である。それはとりわけEの場合に顕著だが、「此州」をうける固有名詞が存在しないにもかかわらず、これらの文章が読み手によつて内容理解がなされていたはずである。なぜか。それは「此州」なる語は、すべて「隣州視聴合紀」と題された書物のなかで使用されているからである。その全体についてであれ一部についてであれ、そこに記述さ

出雲国まで到つた。このとき「一州の人」すなわち隣岐国じゅうの人々が、五郎君が年少であることを良いことに備えを怠つていたというのである。ところで、引用文中を一瞥するだけでも、「芸州」「雲州」「隣州」のように、国単位での政治動向が記されることに気づく。「一州」は引用文冒頭にある「一国」と同義であり、隣岐国のことと指している。ここでいう「州」もまた「国」の意である。

次に、「此州」とする四例（A・C・E・F）を検討してみよう。Aは、いま議論の焦点となつていて部分なので、いつたん保留しておく。Cは、Dに少しだけ先行する時期の記事である。毛利元就による隣岐国責めの風聞を前に、亡き主君の子五郎を擁する旧臣たちは、対立する才又郎が元就の威を借りて「此州」に攻め込んできた場合、自分たちはかつての同輩一族から馬卒扱いを受けることを恐れている。ここで「此州」は、「此（この）」が指示する固有名詞が直近部分には存在しないものの、敢えて文脈から推せば「隣岐国」となる。Eは、卷一・島後周吉郡のうち「上西里」項に、「昔鄭交題「古塚」曰」として始まる引用文のなかで現れる。この引用文中には、「此州」の「此（この）」に対応すべき適当な固有名詞が存在しない。Fもまた、「此州」の「此（この）」に対応すべき適当な固有名詞が存在しない。仮に

れているのは「隣州（隣岐国）」についての事象である。そうした了解が前提としてあつたからこそ、これら「此州」は、近くにそれを受ける固有名詞が無くても「隣州（隣岐国）」のことを指すと読み手に理解され得たのである。したがつてEの該当部分は、「隣岐国」の老人のなかには村上天皇の末孫を称して村上某と称するものがある。その理由を問うと、唐橋（唐橋中将・源雅清）の遺腹なのだというとして了解できる。一方、「島（嶋）」の用例は、必ずしも島名とはいえない地名等に「九例を得るほかは、特定島名として使用される例が大多数（七六例）である。「その他」に分類した二一例も、例外なく「周囲が水によって囲まれた小陸地」（『広辞苑』「島・嶋」項）としての島にかかる語ばかりである。

ところで、「その他」に分類したうち指示語「此」を含む五つの事例について、以下簡単に検討してみよう。

G津戸に渡る半に蓬島と云あり、皆大岩なり、昔津戸・蛸木此島をあらそふ、（『続々群書類從』第九、四五〇頁上段、卷一・島後周吉郡「蛸木浦」項）

H海路半を過て大守島と云有、東西三町計、岩間有りて舟を倚す、或は風起潮渦まく時は此島に舟を倚て生を得たる者多し、（同前、四六七頁上段、卷三・島前穂地郡

「津戸」項)

I 河の南に見付嶋と云あり、蓋崎村より入来る船の先づ此嶋を見に依り、(同前、四七四頁上段、卷四・島前知夫郡「知夫郡」項)

J 岸を離れて五町ばかり南の沖に基島あり、廻り十町ばかり、其上に竹を産す故に竹島とも云、西風厲しく潮煙常に灌きかゝる、此故に竹の色班々として節高からず、葉も又短し、好事の者此を求る事多し、然ども四面絶壁にして而も林中蛇多し、若此島に至らんと欲者は風浪の穏なるを窺ひ孤舟に乗て岸に至り、(同前、四七七頁下段、卷四・島前知夫郡「知夫湊」項)

G-Jの「此島(嶋)」は、それぞれG「蓬島」・H「大守島」・I「見付嶋」・J「竹島(基島)」を受けていることが明らかである。また前掲Aにある「此二島」が「松島」「竹島」を指すことも明瞭である。したがつて「此島(嶋)」「此二島」とする指示語には、先行する部分に固有島名が必ず存在する。

以上、「隱州視聽合紀」における「州」および「島(嶋)」の用例をすべて検討した結果

「隱州視聽合紀」における「州」の用例六六例のうち、保留してあるAを除く六五例が「國」の意で使用されていることが分かつた。また先行する

の誘りを免れえない。

二、「此州」を「竹島(鬱陵島)」とする説について

1 「隱州視聽合紀」の読み方

「隱州視聽合紀」「國代記」冒頭部分の解釈をめぐる議論は、竹島／独島の帰属をめぐる日韓両政府間の見解往復と関わつ

て展開したことでもまた事実である。そこで、これら見解往復のなかで当該史料の解釈をめぐる議論がどのようにあつたかについて、「塚本孝」による整理を借りながら検討してみよう。

まず、一九五三年七月一三日付(日本政府見解)および同年九月九日付(韓国政府見解)の第一回見解往復のなかでは、当該史料について一切言及がない。次いで、一九五四年二月一〇日付日本政府見解で初めて史料名として「隱州視聽合紀」が挙げられ、これに対する同年九月一五日付韓国政府見解では、「隱州視聽合紀」を「証拠としては無効」と述べるにとどまり、日韓両政府ともこの見解往復には「隱州視聽合紀」の解釈問題にまでは及んでいない⁽¹⁵⁾。

一九五六六年九月一〇日付日本政府見解において、「隱州視聽合記」(一六六七年)も、松島(今日の竹島)および竹島(鬱陵島)をもつて日本の北西部の限界と見てゐる。「塚本孝、五三頁」とする解釈が、簡略ながらも初めて具体的に示された。これに対する韓国政府の反論が、一九五九年一月七日付韓国政府見解中で以下のように展開された。

日本側は、自己の主張を補強するために『隱州視聽合記』を引用したが、その引用が大きな誤読である。この本は、隠州が日本の乾地(西北限界)であるとしているので

右の韓国政府見解に対しても日本政府としての正式の反論はなされず、こののち「隱州視聽合紀」の解釈問題が両国政府間で改めて取り上げられるることはなかつた。

ところで、右の整理から、「隱州視聽合紀」の記述が二つ

の側面から読み込まれていることが分かる。(甲)竹島／独島が松島の名で文献に登場する初見史料として、(乙)一七世紀半ば日本における北西方の境界を指示する史料として、

固有島名を受けて、指示詞「此」を含む語によって当該の島を再び指示しようとする際には「此島(嶋)」という語を使用していることを指摘した。これは換言すれば、先行する固有島名を再び指示する際に「此州」という語を使用しないということである。

したがつて、これらを踏まえるならば、先に保留しておいたAも、「そうであるならば則ち、日本の北西の地は隱岐州(隱岐国)をもつて限りとす」としか読みようがない。それは文章構成の上からもそのようにしか読めないし、用語法上の特徴からもそのようにしか読めない。にもかかわらず、Aにおける「此州」だけは「島(嶋)」の意で解釈しなければならない、とするのはあまりにも無理な話であり、恣意的との誘りを免れえない。

である。そして（乙）に關わって「日本之乾地以『此州』為限矣」の解釈が問題となつてくるのである。そこで、日韓両

政府間における見解往復に際して「隱州視聽合紀」に言及のあつた一九五四～五九年より少し幅を広くとつて、この史料

がどのように読み込まれてきたかについて、以下年次を追つて検討してみよう。

本稿末尾に付した「隱州視聽合紀（記）」に言及した諸論稿は、「隱州視聽合紀（記）」に言及した論稿で管見の限り得られたものすべてについて、関連する記述部分を抜粋して公表順に並べたものである。

これを通覽すると、（甲）については、一九〇六年の奥原碧雲から二〇〇一年の慎鏞廈に到るまで、約二〇件見いだせる見解のあいだに相違が見られない。「隱州視聽合紀」が、竹島／独島が松嶋の名で日本側文献に登場する初見史料である、という点については見解が一致しているということである。

これに対し、（乙）に関わっては、様々な点で見解に違ひが見いだせる。それは以下に示す（I）と（II）の対立見解、それらから派生する（I）と（II）、（II）の対立見解に整理することができるかと思う。

さて、まず（II）では、「此州」を「隱州」と解する論拠がどう説明されているだろうか。「精読すれば…分明だ」「李漢基」とか「文章上も意味上も妥当」「金炳烈」というのは説明不足だとすれば、「この書の主対象である隱州だからだ」「黃相基一九六五b」とか「報告書の主題（隱州視聽合記）であるとともに、冒頭にある「隱州は…」とおしまいあたりの此州の直前に現れる州名を受けて」「クワク・チヤンコン」というのが具体的な論拠といえようか。

2 「此州」を「鬱陵島」とする論拠（一）

先述した（I）で「此州」を「鬱陵島」と解する論拠は、田川孝三、下條正男、内藤正中の見解中で示される。まず、田川孝三は「然則日本之乾之地、以『此州』為限矣」について、「然則」なる接続詞に注意を喚起しつつ、以下のように述べる。

(I) 一七世紀半ばに、日本領の西北限界が鬱陵島（當時の竹島）と見なされていた。

(II) 一七世紀半ばに、日本領の西北限界が隱岐国（隱岐島）と見なされていた。

(I) 一七世紀半ばに、鬱陵島（竹島）・竹島／独島が日本領ではないと考えられていた。

(II) 一七世紀半ばに、鬱陵島（竹島）・竹島／独島が朝鮮領と考えられていた。

(I) は、一九〇六年の奥原碧雲、一九五〇年代末～六〇年代初めと思われる田川孝三、六八年の大熊良一、九六年の下條正男、二〇〇〇年の内藤正中、〇四年の下條正男それぞれの見解、および一九五六九年九月日本政府見解中に見いだせる。⁽¹⁷⁾また、(I)は、一九五三年の外務省調査局（執筆者は川上健三）、五四年の黄相基の見解中に見いだせる。

一方、(II)は、一九五七年、六五年の黄相基、六九年の李漢基、七八年の梶村秀樹、八五年の宋炳基、崔奭祐、白忠鉉、八九年、九一年、九六年の慎鏞廈、九六年の李薰、クワク・チヤンコン、金炳烈、二〇〇一年の慎鏞廈それぞれの見

竹島の地は、是より高麗を見るに雲州より隱州を見るが如くである。上記の如くであるから、すなわち、日本の乾の方の限界は此の州（州はシマの意である）なのであると釈讀しなければならぬ。故に従前の諸書にも地図にも、この意味の如く解して書して來ているのである。【田川孝三、四二一～四三二頁】

この史料解釈は、「高麗を見るに雲州より隱州を見るが如く」の「高麗を見る」位置について、「この二島（鬱陵島と竹島／独島—引用者）から高麗（韓國）本土を望見する」（註17参照）とした韓国政府見解の誤讀に対し、「鬱陵島（竹島）から見て」と訂正するものである。しかしながら、「然則」で挟まれた前後だけを抜き出して読んだために「此州」の主語が「見高麗」の主語と一致すると錯覚し、ために「州」を「島」と読み替えるをえなくなつたのである。ところで右に引用した文中で田川のいう「従前の諸書」「地図」とは、「隱岐國古記」と長久保赤水「日本輿地路程全圖」（そのなかの竹島傍注）のことである。これらには確かに竹島（鬱陵島）から朝鮮半島が見えると記されている。⁽¹⁸⁾しかし、そのことは、「竹島（鬱陵島）と高麗」「出雲と隱岐」

それぞれが互いに視認できる位置関係にあることを示していいだけであつて、竹島（鬱陵島）が日本領だなどとはどこにも書いていない。したがつて「すなわち、日本の乾の方の限界は此の州（州はシマの意である）なのであると釈読しなければならぬ」などというのは願望をそのまま決意表明したに過ぎないのである。

「州」に「島」の意味があるのは一般論としてはそのとおり

所を無視」したり、「『隱州視聽合記』から自説に都合のよい箇所だけを抜き出して解釈し、「國代記」の文章全体を読んでいなかつた」ために「此州」を「隱州」と誤読したと批判する「下條正男、一〇〇四」。それは具体的には「②を読みますにこの史料を解釈」した「下條正男一九九六・六九頁」とか「（一）と（七）だけを引用して：反論しているのである」下條正男一〇〇四・一七〇頁」とする批判である。しかしながら、李漢基・慎鏞夏いづれの史料引用・現代語訳をみてみると、下條正男の指摘するような過失があるようには読めない

ありうるとすれば、それは下條正男が「最も重要な箇所」とする部分のすべてを引用したり釈読したりしていない、といふ点に求めることはできる。しかしながらそのことは、当該史料とりわけ「然則日本之乾地、以此州為限矣」の解釈に当たつて大きな問題ではない。

というのも、第一に、「最も重要な箇所」における論法は、「然則日本之乾地、以此州為限矣」に直接影響を及ぼさないからである。「最も重要な箇所」では、「徒是南」「徒是辰巳」「徒是未申」「徒是自子至卯」「徒是戌亥間」のように、「隱岐國（隱岐島）から」なる言葉を省略しつつ、隱岐を基点として四方位を眺めるという観点をとつてゐる。

この「隱岐を基点とする」観点ないし論法が最終一文「然則日本之乾地、以此州為限矣」にまで及ぶのだとすれば、主語の転換は不要である。隱岐を基点とする観点から日本を基点とする観点に主語が転換したから、わざわざ「日本之乾地」と明記したのである。⁽¹⁹⁾

年に一度、竹島（鬱陵島）へ渡海し、数ヶ月同島に滞留しながら漁業活動を行つた。大谷・村川両家は、竹島（鬱陵島）および松島（竹島／獨島）を將軍家から拝領したと述べているから、これをもつて日本領と認識したと考えがちである。しかしながら、「竹島渡海免許」は、大谷・村川両家が同業の競合者を排除するため、旗本阿部家を介して得た「渡海免許」であり、したがつて竹島（鬱陵島）へ大谷・村川家および同家に雇われた者以外は渡海できなかつた。また竹島（鬱陵島）へは毎年一度渡海したのみであつて、漁期が終われば鳥取藩領に戻つたから、誰もそこに居住しなかつた。⁽²⁾こうした状態は、客観的にみたときに「日本領」であつたとは

月、鳥取藩江戸藩邸は老中阿部正武の問い合わせに対し、「竹島は因幡・伯耆附属にては無御座候」と述べた。これを受けて翌年正月九日、対馬藩国元家老に対し、「（竹島は）因幡・伯耆江附属と申ニ而も無之」「日本人居住候か、此方江取候島に候ハ、今更遣しかたき事候得共、左様之証拠等も無之」などと述べた「池内敏二〇〇一・一九一〇頁」。すなわち鳥取藩は、竹島（鬱陵島）を鳥取藩領としたことがないと述べ、幕府も自分の領土としたことがないと明言しているのである。

大谷・村川家が竹島（鬱陵島）で排他的に漁業活動をしてきただけであつて「日本領」ではなく、そのようにも認識されてはいなかつた。

3 「此州」を「鬱陵島」とする論述（二）

『隱州視聽合紀』の著者が竹島（鬱陵島）を日本領と認識していたとするもう一つの論拠は、史料中「竹島」に付された割注である。そこには、竹島が別名磯竹島と呼ばれる由来を「神言」の「五十猛」から説明する（磯竹島：接、神言所謂五十猛歟）が、竹島（鬱陵島）を日本領と認識していなければこうした記述はありえないという。しかしながら、「史料一」を掲げた際にも記したように、「隱州視聽合記」の諸本によつて、この接語部分があるものと無いものとがある（表2も参照）。そうである以上、①斎藤豊仙が当初書き上げたものには右の接語がなかつたが後に付け加えられた、または、②当時は右の接語があつたが後に何らかの事情で削除された、のいずれかとなる。

ところで、西尾市岩瀬文庫史料中に「隱岐国風土記」と題する冊子がある。これは、宝永六年（一七〇九）に殺人の罪を犯して隱岐国へ流罪となつた京都の医師尾閥意仙が、配流先の隱岐で記した記録である。元文元年（一七三六）に伊勢

神戸の医師のもとに寄せられたものという。その冒頭部分に以下の記述（「史料二」）があるが、「隱州視聽合記」国代記を踏まえた記述であることは「史料一」と比較すれば一目瞭然である。

【史料二】

隱州者在北海中故名隱岐嶋矣、其在巽地言島前也、凡二郡、知夫郡・海部郡村数十三属焉、其位震地言嶋後、凡二郡周吉郡・穩地郡村数五十三属焉、其府者周吉郡南岸西郷豊崎也、從是離^{マヤ}之方至出雲三保関海上三十五里、至同積積浦・北浦十八里、至長門下関百里、巽之方至伯州赤崎四十里、艮之方至若州小浜百二十里、自子至卯無可往地、乾之間二昼夜走而有松嶋、又一昼夜走有竹嶋、俗云磯竹嶋、此二島無人之地也、或云、春夏秋之間朝鮮人來漁鮑・海鹿之類乎、寛文年中□者自隱州往滯舟而漁採桐・梅櫻・竹芳之類歸也、近年闕其、從竹嶋見高麗如自雲州望隱州、然則日本之乾地、以此州為限矣、

右史料中の傍線部分を「史料二」の当該部分「戌亥間行二日一夜有^ニ松島」、又一日程有^ニ竹島^一（刪）「俗言^ニ磯竹島一、多^ニ竹・魚・海鹿一〔接、神言所謂五十猛歟〕」、此二島無^レ人之地」と対比すれば、いま問題とする接語部分の無

いことが分かる。

また、後掲「史料三」として「隱岐古記集」（一八一三年成立）を掲げたが、ここでは、竹島を磯竹島とも呼称する理由が「其嶋の丑ノ方に弓^{イカダ}嵩^{タケ}とて高山有と見ゆ、彼嵩を呼んで当地の人磯嵩嶋と号しならんか」（傍線部ウ）と説明される。本書は「當國にて古ヨリ磯竹と云伝へあり、（刪）「視聽合記に見へたり」とするから、「隱州視聽合記」をも参考しつゝ、磯竹島なる呼称の由来を考証しているが、そこには「五十猛」の話は引用されない。

これらからすれば、「隱岐国風土記」「隱岐古記集」成立の時点では「隱州視聽合記」の当該部分に「五十猛」に関わる接語が書かれていたか、もしくは書かれていたが「隱岐国風土記」「隱岐古記集」の著者がその説を採用しなかつたか、のいずれかとなる。とすれば、問題の接語部分は、一六六七年当時から書かれていた斎藤豊仙の見解と見るのは困難に思えるし、仮に一六六七年当時に書かれていたとして、後世の人がその説を採用しなかつた事実は重い。いずれにしても問題の接語部分を根拠にして、当時隱岐国では竹島（鬱陵島）を日本領と見ていた、と結論づけるのは難しい。

ところで、内藤正中もまた「竹島（鬱陵島）を日本の乾地（西北境）と思って記述したことは当然と見なければならな

表2 「磯竹島」割注・接語部分の異同

	接語部分 なし	接語部分あり		書写年代
		神書	神言	
統々群書類従	○			1740年代半ば以後か ^(*)1)
日本庶民生活史料集成	○	○		宝暦元年（1751）以後 ^(*)2)
鶴舞図書館・河村文庫		○		享和二年（1802） ^(*)3)
西尾市岩瀬文庫		○		
ソウル大図書館		○		

(* 1) 本冊子中に「河邨藏書」印（河村秀根藏書印）があり、本冊子が河村秀根による集書の一部であることが分かる。秀根の生存したのは1719-92年であり、学問を学んだのが20代の頃であったこと（『国史大辞典』「河村秀根」項）から推測。

(* 2) 卷末に「南窓隨筆抄 焼火権現」が収録され、その記述中に「宝暦元年三月焼失」とする記載があることから。

(* 3) 奥書に享和二年に筆写したことが明記されている。

い」とし、「隱岐古記集」を援用して以下のように述べる。

なお、一八二三年（文政六）の大西教保による『隱岐古記集』では、「此島より朝鮮を望免は隱州より雲州を見るより猶遠して、今は朝鮮人来て住すと言ふ」と記し、「此島」が竹島（鬱陵島）であることを明らかにしている。本書は前述『隱州視聴合紀』を底本にして、さらに増補したものといわれている以上、『隱州視聴合紀』における「日本乾地」は竹島（鬱陵島）となる。「内藤正中、一二二二頁」

さて、「隱岐古記集」を「史料三」として以下に引用し、「隱州視聴合紀・国代記」冒頭部分を「史料二」より再掲して「史料四」として併記し、両書の異同を検討してみたい。

[史料三]
隱州の所在は、歴代史を考るに a 日本の乾地此国を以て限りとする也、b 雲州三保関ヨリ三拾五里、c 震地に在る島後といふ、周吉郡・越智郡焉に属す、其の南岸を d 西郷といふ、國中の府とす、東は大久村ヨリ西は油井村迄長五里三拾町、北は西村より南は今津村迄横五里半とす、嶋の惣廻り拾八里程、e 是ヨリ坤地に位するを嶋前といふ、知

夫里郡・海士郡焉に属す、所謂三つに分る。⁽²²⁾「知夫里郡二嶋、海士郡壱嶋」、別府村を以て府とす、其南は知夫里村より北は宇賀村・冠島之磯迄四里余長とす、東は布施村ヨリ西は美田村船越の西の出島迄三里余とす、島之惣周里拾六里程、又 f 未申ノ方五拾八里にして石州温泉津に至る、g 辰巳ノ方四拾里伯州赤崎あり、ア卯方凡百里にして若州小浜に至り、丑寅ノ方凡三拾里余能州に当る、h 戌ノ方四十余里にして松前あり、周り凡毫里程にして生木なき岩嶋といふ、i 又酉ノ方七十余里余に竹嶋「あり、古より是を磯竹島」といひ伝ふ、竹木繁茂して大島の由、k 是より朝鮮を望めは隱州より雲州を見るより尚近しと云、イ今は朝鮮人来住すと云々、愚諸國の船人に問尋するに方角誠に然り、秋清天北風の日に大満寺山の頂上ヨリ望み見は、松島は遙か見へんといふ、ウ竹島は朝鮮の池山に懷かれ遠く望めば朝鮮地と見ゆる由、愚接、當國にて古ヨリ磯竹と云伝へあり、⁽²³⁾「視聴合記に見へたり」今や朝鮮の國面を見るに彼國市師より寅卯ノ方亦対馬國豊浦より子ノ方に当りて鬱陵嶋といふあり、其嶋の丑ノ方に弓嵩とて高山有と見ゆ、彼嵩を呼んで當地の人磯嵩嶋と号しならんか、當国に百里の内外に彼二嶋より外見へさる由なり、人の住居するも近頃にてハ有まじ、

[史料四]

隱州在「北海中」故隱岐嶋創建「按、倭訓海中言、遠幾、故名歟」、e 其在「異地」言「島前」也、知夫郡・海部郡屬焉、c 其位、震地「言「島後」、周吉郡・穏地郡屬焉、d 其府者周吉郡南岸西郷豊崎也、從「是南至」b 雲州美穂関「三十五里、g 辰巳」至「伯州赤崎浦」四十里、f 未申至「石州温泉津」五十八里、自「子至」卯無「可」往地「、h 戌亥間行二日」夜有「松島」、「i 又一日程有「竹島」創建「俗言磯竹島」、「j 多竹・魚・海鹿」、「此」島無「人之地、k 見「高麗」如「自雲州」望「隱岐」上、然則 a「日本之乾之地、以「此州」為限矣、

こには、「隱州視聴合紀」の解釈をめぐって問題となつてゐる「此州」とは「此国（隱岐國）」のことであることが明示され、それが「日本之乾地」だと明示されている。「隱岐古記集」と「隱州視聴合紀」を対比した場合、内藤のいうような「日本乾地」は竹島（鬱陵島）となる」という結論は決して得られないのである。

おわりに

「史料はやはり一部を読んで解釈するのではなく、全体をみて読むべきではなかろうか」「もう少し慎重に史料を読るべきではなかろうか」「下條正男一九九六・七〇〔貢上段〕」というは同感である。「隱州視聴合記」から自説に都合のよい箇所だけを抜き出して解釈し、「國代記」の文章全体を読んでいたかった」というのではない、「下條正男一〇〇四・一六八頁」、というのもその通りである。本稿ではそうした誇りを排するためにも、極力「隱州視聴合紀」を丁寧に読み込んでみたつもりである。

さて、「隱州視聴合紀」は、従来いわれてきたような、竹島／独島がかつて松島と呼ばれていたことを示す最古の文献「日本の乾地此国を以て限りとする也」と、a「日本之乾之地、以此州為限矣」との対応関係は看過すべきではない。こ

史料というわけではない。一六五〇年代初頭のものと推測される大谷家文書のなかに「松島」なる島名で竹島／独島が登場するからである。「池内敏一九九九・三七頁」。また、この史料をもつて、一六六〇年代に竹島／独島が日本領と認識されていなかったことはできないことについては先に述べた。一方、この史料をもつて、竹島／独島が当時の日本の版図から外れたものと認識されていたとする（先に整理した（II）の見解）のは妥当だとしても、それがすなわち朝鮮領だ（同じく（II））ということにはならない。（II）は、文意を逸脱した無理な解釈である。したがってこの「隱州視聽合紀」なる史料は、竹島／独島の帰属を示す歴史的根拠として使用することは日韓いずれの側にとつても適当ではなく、そうした議論の現場から退くべきものなのである。

〔註〕

- (1) 解題によれば、ここに収録されたものは、一写本を翻刻した出雲文庫刊行会本（一九一四年）を底本とし、西郷町服部家蔵本（写本）を翻刻した隱岐郷土研究会刊行会本（一九六三年）を参考本とし、西郷町佐々木章家伝来本（写本）をもつて校訂したものという。
- (2) 「日本庶民生活史料集成」本では構成が少し異なり、卷四のうち「名所和歌」が文覚論のうしろに来る。また、嶋後・嶋前を描いた地図一葉が付されている。

いので、念のため付記しておく。

- (5) 「日本庶民生活史料集成」本では、この割注最後の「名歎」を本文とする。またソウル大本では「歎」ではなく「與（与）」とする。
- (6) 「震」字は、「続々群書類従」本では「靈」とする。島前を異地とするのにに対応する文言中にあるところからすれば、『日本庶民生活史料集成』本にある「震」字の方がふさわしい。なお、隱岐嶋のうち島後が震（東の方角）に位置するというのはともかく、島前が震（南東の方角）に位置するというのは実際の位置関係（南西）からすると疑問が残るが、この点については当面保留しておく。

- (7) 川上著書で引用する『隱州視聽合紀』も「」に該当する部分があるが、「神言」ではなくて「神書」とする。註(4) 参照のこと。
- (8) 「雲州」は、「続々群書類従」本では「雲岐」とする。管見の限りでは、「隱岐」を「岐」の字で略した例はなく、また「雲岐（出雲・隱岐）」から隱岐を望むとするのは文意として通らない。したがってこでは『日本庶民生活史料集成』本にしたがう。

- (9) 「隱岐」を、ソウル大本では「隱州」とする。
- (10) 「頭」字は、「続々群書類従」本では「領」とする。
- (11) 田川孝三のこの一文は、一九八八年発行の『東洋文庫書報』二〇号に収録された論文「竹島領有に関する歴史的考察」によって読みうるが、当該論文が作成された時期ははるかに遡るだろう。というのも、この論文は、田川孝三が

一九八八年一〇月に没したのち、「未公表論文の中から一篇

を選び」、「東洋文庫書報」に掲載されたものだからである。

ところで、論文中に以下のような記述が見える。

最近、韓国が提示してきた同国政府の竹島に関する見解は、専らこれ迄のわが国政府の見解に対する反論に終始しており、従来よりの彼の見解の一部を繰返^{マサ}えし主張しているにすぎない。：（中略）：以下、彼が主張を批判しつつ、所見を述べよう（六頁）

韓国の見解において、従前わが国が重要な資料の一として引用してきた隱州視聽合紀（寛文七年、一六六七年自序）の記事について、わが方の釈読は誤れるものなりと論じている（四一頁）

こうした記述と、竹島問題に関わる日韓両政府の見解往復中における「隱州視聽合紀」関連記事を「塚本孝」によって検討すると、おおむね一九五六年九月二〇日付日本政府見解と、それに対する一九五九年一月七日付韓国政府見解のあたりに符合する内容が見いだせる。したがって、田川孝三の論は、一九六〇年ころには形作られていたとみることができる。

下條正男は「州」には「島」の意味があり、隱岐島を隱州とするように「此の州」を鬱陵島のこととしても問題はないのである。現に李漢も「星湖僕説類選」の中で、安龍福の功で鬱陵島が朝鮮に復したことを「一州の土を復す」と記しているからだ。【下條正男一九九六、七〇頁】と述べる。なお、ここで「隱岐島を隱州とするように」という

(3)

『続々群書類従』本と『日本庶民生活史料集成』本との差異については註(2)以下で触れる。これらのほかにもうひとつソウル大学校付属図書館に所蔵された『隱州視聽合記』（以下ソウル大本と表記する）をも参照し、先の二本にはなく、ソウル大本のみある語句については「」書記して示した。また、挿図（嶋後・嶋前の地図）に付された地名や送りがなの振り方の違いなど、いちいち触れずに割愛した。

なお、ソウル大本は、表紙見返し部分に「京城帝国大学図書室」（朱印）があり、第一丁表に「肱野藏書」（朱印）がある。請求記号は47101-172。巻末に異筆で「隱州視聽合記之書、愚何幸見之、仍為廻島使理令臨寫焉、勿論文字不正其眞而、嶋前別府署於小各亭、貴享和二年壬戌冬陽復之月某日也」とあり、署名を「井專方」とし、「井專方印」「林亭」二つの朱印（書き印）がある。

(4)

川上健三「竹島の歴史地理学的研究」五〇頁で引用する『隱州視聽合紀』では、「故」と「隱岐嶋」のあいだに「云」が挿入される。川上は「続々群書類従」地理部第九から史料引用したとする（川上著書六五頁・注（一九））が、同史料は本稿で引用した如くであり、「云」字はない。『日本庶民生活史料集成』本でも同様。川上の注記によれば、「なお内閣文庫には、『隱州視聽合記』写本もある」とするから、あるいは川上の典拠はこちらであったかもしれない。とした場合、それはソウル大本と類似している。『隱州視聽合紀』を川上健三著書から再引用する事例が多

のは誤解である。「隠岐國」を「隠州」とするのであって、
「隠岐島」を「隠州」とするのではない。こう言うと、「國
代記」冒頭部分の「隠州在北海中故隠岐嶋」を取り上
げて、「州」を「島（嶋）」と読み替えてはいかないと
する反論が直ちに予想されるが、この反論は成り立たない。

冒頭部分以下数行を、いま論証に不要な割注部分を省いて
再掲する。

隠州在北海中故隠岐嶋其在異地言島前也知夫
郡海部郡屬焉其位震地言島後周吉郡穩地
郡屬焉其府者周吉郡南岸西郷豊崎也（以下略）

右に見るよう、「隠州在北海中故隠岐嶋」に引き続
く数行の間に「其（その）」なる指示代名詞が三ヶ所（傍
線部分①～③）現れる。文脈からいつて①～③はいずれも
先行する同一の固有名詞を受けていると考えざるをえない。
そしてこれに該当する固有名詞は「隠州」ないしは「隠岐
嶋」のいずれかしかりえない。①・②については、「隠
州」「隠岐嶋」いずれを宛ても構わない。しかしながら
③に「隠岐嶋」を宛てることはできない。「府」というの
は「国府」のことだからである。こうして③は「隠岐國」
の意である「隠州」を受けていると考えざるを得ない。し
たがって、右の部分にあっても、「州」は「島（嶋）」と読
み換えることはできない。

〔13〕「上西里」項は、左遷されて隠岐に到つた唐橋中将（源雅

清）が、はじめ島前の布施村におり、のち島後上西里に移
り住み、亡くなつたという逸話を記す。

〔14〕

このほか、以下に示すように「此」一文字で先行する固有
島名を受ける事例も散見される。「從レ是して蓬島と号す、
今俗此を前平島と号するは…」（『続々群書類從』第九、四
六六頁上段、「東北の海中に小竹島あり、此より海部の崎
村に渡ること海路一里語町」（同前、四七七頁下段）、「又

北に二股島二并びて大岩の出たるあり、此を新島と云」

〔15〕

一九五四年一月一〇日付・日本政府見解のうち関連する部
分は以下の通り。「竹島は、古く松島の名において日本人に
知られ、日本領土の一部として考えられ、また日本人に

よつて航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代
將軍家光時代、幕府から米子の町人大谷・村川両家に対
して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの
島が中継基地として利用されたとともに、同島において漁
獵も行われていた。右に関する文献としては、寛文七年
（一六六七）の出雲藩主斎藤某編『隠州視聴合記』、延宝九
年（天和元年＝一六八一）の大谷九右衛門勝信手記などが
あり、地図としては、享保年中（一七二〇年代）の鳥取藩
主池田家旧蔵『竹島図』、安永四年（一七七五）の長久保
赤水の『日本輿地路程全圖』などがある。」〔塚本孝・六〇〇
頁〕。一方、同年九月二十五日付・韓国政府見解中の該當す
る部分は以下の通り。「日本政府は独島領有権に関する証
拠文書として隠州視聴合記（一六六七）と大谷九右衛門手

記（一六八一年）をあげているが、これらの文書は日本の
鬱陵島水域侵略時代（一六一四年から一六九七年まで）に
書かれたものであるから、韓国政府は、これを証拠として
無効であるとみなす。」〔塚本孝・五四頁〕

〔16〕塚本孝はこの韓国政府見解について、「日本政府は、この
批判に直接答えていない」とする注を付している。

〔17〕もつともこれらは見解も、厳密に言えば、日本政府見解が

日本の北西部の限界を「鬱陵島と今日の竹島」の両方に置
くのに対し、それ以外の見解はそれを鬱陵島だけに置いて
いる、という違いがある。ここで、「松島（今日の竹島）
および竹島（鬱陵島）をもつて日本の北西部の限界と見て
いる」という日本政府の見解は、「此州」の「此」が単数
を受けるべき指示代名詞であるにもかかわらず、複数の名
詞を受けると解したことからも、明らかな誤謬である。な
お、この日本政府見解に対する韓国政府見解が「この二島
から高麗（韓国）本土を望見する距離關係が」と反論する
のも、右の誤説に引きずられた誤説である。

〔18〕「竹島あり、古より是を磯竹島と伝う。竹木繁茂して大
島の由、是より朝鮮を望めば隱州より雲州を見るより尚近
し。」（『隠岐國古記』、「田川孝三・四一頁」）、「見高麗
猶雪州望隱州、一曰磯竹島」（『日本輿地路程全圖』、「田川
孝三・四二頁」）

〔19〕「江戸（東京）をその中心に据えれば隠岐島は西にあた
る」から隠岐島が日本の西北とする表現は不適当だともい
う〔下條正男一九九六・七〇頁〕。江戸時代当時の感覚で

いえば、江戸（ないし京都）から西方向へ伯耆国米子へゆ
き（ないしは播磨国姫路まで西方向に進み、そこから北西
方向に伯耆国米子へ行く）、そこから北へ向かつて三保関
を経て隠岐島へ進むのだから、「西北」と感じるのが妥当
なのである。また、ふつう江戸から見て西方向といえれば長
崎をいう。長崎との対比からしても隠岐島は西北とならざ
るをえない。

〔20〕異国渡海朱印状をもつて渡航した朱印船の人々が赴いた東
南アジア各地が、當時、日本領土になつたとは思えない。
そこへ居住して日本町をなしても、そこは日本領とはいえ
なかつた。まして、居住の実態もなく、大谷・村川両家に
雇われない限り渡航できないような土地が、當時「日本
領」と考えられていたとはとても考えられない。しかも
「竹島渡海免許」は異国渡海朱印状とは性格が異なり、寛
永二年（一六二五）一回切りの発行であり、幕府は毎年の
渡航をきちんと把握しきっていたわけではなかつた「池内
敏一九九九」ばかりか、竹島（鬱陵島）の存在すら十分に
掌握できていなかつた「池内敏一〇〇一」。

いわゆる元禄竹島一件も、竹島（鬱陵島）の領土問題が争
われたわけではなかつた。大谷・村川両家が求めたのは竹
島（鬱陵島）における漁業権の確保であり、彼らが「日本
領」の維持を訴えたわけではなかつた。また交渉を委ねら
れた対馬藩も、当初は領土問題として争うつもりではな
かつた。朝鮮政府側が鬱陵島を朝鮮領と明示するよう求め
る過程で、この交渉が領土問題の様相を帯びることとなつ

たまでである「池内敏」(一〇〇一)。

(22)

本稿では、大韓民国国史編纂委員会収集史料に含まれる『隱岐古記集』を翻刻掲載した。同史料は一九七〇年代に姜萬吉氏によつて収集されたものというが、史料探訪地・典拠等の記載がない。そこで、隱岐郷土研究会編『隱岐島史料』近世編下に収載された「隱岐古記集」と校合した。

両史料は概ね一致するが、『隱岐島史料』本が、「里」を「厘」と翻刻するなど、文脈に影響を与えない小さな違いは多数ある。また、大きく異なる点については、「」で補つた部分が一ヶ所、「イ」として異同表記したもののが三ヶ所ある。

享保二〇年(一七三五)、隱岐島後の四人乗りの船が、商売のために越前へ行き、隱岐へ戻る途上で漂流して朝鮮半島に至つた事例がある「松田甲」。この事例からすれば、少なくとも一八世紀初めには、隱岐から若狭から越前・能登あたりまでを往来するようになつており、「隱州視聴合紀」では「往くべき地無し」とされていた東・北方方向についての知見が拡大してきたことが、波線部アの記述につながつていよう。また、一七世紀末に生じた元禄竹島一件が、波線部イの記述につながつているだらう。

(23)

『続々群書類従』第九、国書刊行会、一九〇六年
『日本庶民生活史料集成』第二十卷、三一書房、一九七二年

池内敏「竹島渡海と鳥取藩」、『鳥取地域史研究』一、一九九九年
「竹島一件の再検討」、『名古屋大学文学部研究論集』〈史学四七〉、二〇〇一年

李漢基「韓国の領土」、ソウル大学校出版部、一九六九年
李蕙「朝鮮後期の独島領属争い」、「独島と対馬島」、韓日関係史研究会、一九九六年

大熊良一「竹島史稿」、原書房、一九六八年
奥原碧雲「竹島沿革考」、「歴史地理」八卷六号、一九〇六年
外務省条約局「竹島の領有」、一九五三年

梶村秀樹「竹島」、『獨島問題と日本国家』、「朝鮮研究」一八二、一九七八年

「日本の土地とする主張は膨張・植民主義の所産」、「新東亜」四三九号、一九九六年四月

川上健三「竹島の歴史地理学的研究」、古今書院、一九六六年
クワク・チャンコン「独島領有権論争はもう終わつた」、「韓國論壇」一九九六年九月号

金炳烈「証拠を無視してはならない」、「韓国論壇」一九九六年一月号
「竹島は日韓どちらのものか」、文春新書二七七、一〇四年

慎鋪夏「朝鮮王朝の独島領有と日本帝国主義の独島侵略」、「韓国独立運動史研究」三、一九八九年
号、一〇〇〇年
「竹島は日韓どちらのものか」、文春新書二七七、一〇四年
堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」、「朝鮮史研究会論文集」二四、一九八七年
松田甲「享保乙卯日本人の朝鮮漂流記」、「日鮮史話」第五編、朝鮮総督府、一九二九年

- 田村清三郎「島根県竹島の新研究」、報光社、一九六五年
塚本幸「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解(資料)」、「レポート」、一九九六年
崔秉祐「外国の文献に現れた独島」、「独島研究」、韓国近代史資料研究協議会、一九八五年
内藤正中「竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史」、多賀出版、二〇〇〇年
中村栄孝「磯竹島(鬱陵島)についての覚書」、「日本歴史」、一五八、一九六一年(のち、同『日鮮関係史の研究』下、吉川弘文館、一九六九年)
河鍊洙「竹島紛争」、『再考』、「龍谷法學」三三二卷一号、一九九九年
年

付録　「隱州視聴合紀(記)」に言及した諸論稿

一九〇六年
「奧原碧雲」

「この岩嶼のはじめて記録に見えたるは、隱岐視聴合記とす」
(九頁)として「國代記」冒頭の地理的特性を述べた部分を史料引用(甲)
「隱岐視聴合記に鬱陵島即ち竹島を以て無人島にして、日本之乾之地以「此州」為限矣とあるを見れば、：(中略)：同書の編者はこの島を以て日本海西北に於ける我領土の極点となせり(一九九頁)(乙)

[外務省条約局]

今日の竹島はその当時は松島として知られていた。これを文献について見るに、寛文七年（一六六七年）の出雲藩士斎藤某の『隱州視聽合紀』卷一、國代記の部に「隱州在北海中故岐嶋：戌亥間行二日一夜有松島又一日程有竹島」^{〔脚注〕}「俗言磯竹島多竹魚海鹿」、此二島無人之地見高麗如自雲州望隱岐、然則日本之乾地以此州為限矣」とあるのをもって嚆矢とするもののが如くである（九頁）（甲）。

寛文七年（一六六七年）の『隱州視聽合紀』や延宝九年（一六八年）の大谷九右衛門勝信の請書等によると、この松島（今の竹島）についてはもちろん竹島（鬱陵島）までも日本領土の一部と見做していることが注目される（四七頁）（乙）。

一九五四年一二月

[黄相基]

一六六七年寛文七年、齊藤弗綱は隱州視聽合紀を書いたといふ。文献の第一面には次のよき文句が書いてある。「戌亥間行二日一夜有松島 又一日程有竹島（俗云磯竹島多竹魚海藻）此二島無人之地見高麗如雲州望隱州 然則日本之乾以此州為限」だとう。すなわち竹島（鬱陵島）と松島（独島）が日本の領土だという意味である。（二二一三頁、「出漁時代の日本側文献」項）（丙）。

一九五七年三月一日

[黄相基]

しかし隱州視聽合記には次のように書いてある。『戌亥間行二

日一夜 有松島 又一日程有竹島（俗言磯竹魚海鹿按神言五十猛歟）此二島無人之地 見高麗如雲州望隱州 然則日本之乾地以此州為限矣 この文章の意味は「松島と竹島が無人島であり、竹島から高麗を眺めるのは雲州から隱州を眺めるのと同じである、そういうわけで、日本の限界は此州に限る」ということである。すなわち此州というのは隱州である隱岐島のことを言っているのだが、日本人たちはいまも此州というのを竹島と松島だと解釈しており、外交覚書に引用している（『東亜日報』一九五七年三月一日付、連載第二回記事）。（乙）

一九五〇年代末～六〇年代初

[田川孝三]

韓国との見解において、從前わが国が重要な資料の一として引用してきた隱州視聽合記（寛文七年、一六六七年自序）の記事について、わが方の釈説は誤るものなりと論じている。即ち逆にこの記事は隱岐を以て日本西北の限界とし、竹島・松島を朝鮮領としたものと解することこそ正しいと反論しているのである。本書問題の記事は

隱州在北海中、故云隱岐嶋：從是、南至雲州美穗關三十五里、辰巳至伯州赤崎浦四十里、未申至石州溫泉津五十八里、自子至卯、無可往地 戌亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島、俗言磯竹島多竹魚海鹿、此二島無人之地、見高麗如自雲州望隱州、然則日本之乾地、以此州為限矣 即ち隱岐の島より東西南北、各方向に従つてその至る地を一應説明したものである。之に倣つて記述した隱岐國記（享保五、一七二〇年敷屋比毘編）には、

…見高麗、如自雲州望隱州、然則日本之乾地、以此州為限矣

と補い記しているのである。又長久保赤水の日本輿地路程全圖（安永四年、一七七五）以下、江戸時代に刊行された同系統の諸地図には、松島、竹島を図し、竹島の傍註に
見高麗猶雲州望隱州 一曰磯竹島
と記しているのである。しかも注目すべきは

…見高麗、如自雲州望隱州、然則日本之乾地、以此州為限矣
とある「然則」の二字である。竹島の地は、是より高麗を見る」と恰も雲州より隱州を見るが如くである。

上記の如くであるから、すなわち、日本の乾の方の限界は此の州（州はシマの意である）なのであると釈説しなければならぬ。故に従前の諸書にも地図にも、この意味の如く解して書して來ているのである。従つて韓国の主張は故意に、書かれた記事の意を枉げて解釈しようとするもので、我田に水を引くものというべきである。

〔田川孝三、一九八八・四一～四三頁〕

一九六一年

[中村栄孝]

「文献の上で、この島（竹島／独島のこと、引用者注）について知り得るのは（二二二頁）として『隱州視聽合紀』「國代記」冒頭の一節を引用（甲）

一九六五年

[黄相基a]

竹島といひ伝う、竹木繁茂して大島の由、是より朝鮮を望めば隱州より雲州を見るより尚近し

この合紀（隱州視聽合紀のこと、引用者注）は斎藤弗緩が記述したものであつて、戌亥のあいだを行くこと二日一夜にして松島があり、また一日ほど行くと竹島がある。此一島は無人之地である。高麗を見るることはちょうど雲州地方から隱州を眺めることと同じである。だから日本の境界は此州をして限るのだとしているのであり、此州というのは隱州を言つてゐるのであり、竹島（鬱陵島）と松島（独島）が朝鮮領土だということを記述しているにもかかわらず、日本政府は日本領土として記述したもののように誤解しているようだ

（三）八頁）（乙）

〔黄相基〕

すなわち鬱陵島（竹島）と独島（松島）のこの記事は、文章の脈絡がたいへん模糊としているが、「見高麗如雲州望隱州」というのは、おののその本土との距離の近さを意味しているのであり、すなわち隱州は雲州から近く、いわゆる「鬱陵島（竹島）（松島）独島の二島は高麗すなわち朝鮮に近い」ということである。とすれば、その後にある「然則日本之乾之地以此州為限矣」というのは、すなわち日本の乾西北界が隱州だ、と解釈せざるをえない。なぜならばいわゆる「此州」というのは、この書の主対象である隱州であるからだ。そうしたゆえに、隱州視聽合紀の第一面にある隱州の地図上には竹島と松島を朝鮮の領土として表示してあるのだ。とすれば、竹島と松島が韓國領土であることは再言を要しない。（四一—四二頁）（乙）

〔田村清三郎〕

松島の名が最も古く記録せられたものに、松江藩士の編にかかる寛文七年（一六六七）の隱州視聽合記がある。本書は、隱岐島において、著者が自ら視察しましたは聞いたものを記録したものであり、大谷川兩氏の竹島渡海の最盛期の著であることは貴重なものといわなければならない。（七頁）（甲）

一九六六年

〔川上健三〕

この「松島」の名が、竹島（鬱陵島）とともに文献に現れるようになったのは、出雲藩士斎藤豊仙が寛文七年（一六六七年）に編さんした「隱州視聽合記」卷一、国代記の部に、次の通り記されているのがその嚆矢であるといわれる。

「隱州在北海中故云隱岐嶼…戌亥間行二日一夜有松島又一日程有竹島」^{〔補註〕}「俗言磯竹島多竹魚海鹿、按神書所謂五十猛獸、此二島無人之地見高麗如自雲州望中隱州、然則日本之乾地以此州為限矣」（五〇頁）（甲）

一九六八年

〔大熊良一〕

竹島の沿革について諸学者や研究者がつねに引用するものは寛文七年（一六六七年）に出版された「隱州視聽合紀」という一種の地方誌である。この「隱州視聽合紀」の卷一の国代記の章において、問題のこんにちの竹島が記述されている。（甲）…すなわち、この「視聽合紀」には隱岐島を中心にして方角が示されているが、「戌亥（西北）の間行くこと二日一夜にして松島（いまの竹島…注）あり、

（二二一頁）（乙）

一九七八年

〔梶村秀樹〕

日本側の文献上の竹島＝独島の初出は、ずっと遅く出雲藩士斎藤豊仙編の「隱州視聽合記」（一六六七年刊）で、「竹島」（鬱陵島）と別に「松島」という名で記載されている。（一八頁）（甲）

「隱州視聽合記」の表現は、韓國側の指摘のように、隱州を日本の境域の限界とのべたものと解すべきだろう。（二二一頁）（乙）

一九八五年

〔宋炳基〕

…一六六七年（寛文七年、顯宗八年）に著述された「隱州視聽合記」に

「雲州在北海中故隱岐嶼…其府者周吉郡南岸西郷豊崎也…成亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島」^{〔補註〕}「俗言磯竹島、多竹魚海鹿、…此島無人之地見高麗如自雲州望隱岐然則日本乾地以此州為限矣

と見えるのがそれである。隱岐（隱州）の府治から二日一夜を行けば松島があり、さらに一日ほど行けば竹島がある。この二島は無人島であり、「高麗」を見ること、ちょうど出雲國（雲州）から隱岐を眺めるのと同じである。したがつて日本の西北境（乾地）は「隱州」をもつて限界とするというのである。地理的位置から見ると松島は今日の独島、竹島は鬱陵島を指すのであり、この二島は朝鮮に近いので、日本の領土は「隱州」すなわち隱岐に限られるといふことである。「隱州視聽合記」の著者斎藤豊仙は出雲國の官員で

あつた。彼はまた藩主の命にしたがつて公務で隠岐島を視察した。そして視察の過程で彼が直接見たり聞いたものをそのまま記録したのが、この『隠州視聴合記』である。したがつて、彼が「日本乾地 以此州為限矣」としているのは、当時の韓日間の国境を見極めるうえで、信憑性のある重要な史料となるものといえる。(『独島研究』一〇〇~一〇一頁) (乙)

独島(リヤンコ島・竹島)に関する日本最古で古典的な文献は、一六六七年斎藤豊仙が日本沿海(隠岐)民から聞いた逸話・伝説をもとに著述した『隠州視聴合記』である。この文献に見える「竹島」と「松島」はまさに今日の鬱陵島と独島を指している。これは日本が一七世紀中葉から独島を松島と呼んでいたことを意味している。しかしこの文献は同時に、日本の版図を隠州に限らせてることにより松島をその領域外へと外している。少なくとも松島が日本版図ではないということは明白であった。(『独島研究』一六〇~二六一頁) (甲)

【崔喪祐】

日本側文献に鬱陵島とは別に今日の独島が認知される最初の記録は、おおむね一六六七年すなわち朝鮮王朝顯宗八年、日本出雲藩の藩士斎藤豊仙が編纂したという『隠州視聴合記』なる書であるようだ。(甲) 一六六七年八月に命を受け、隠岐島を巡行し、その見聞録として書いたという『隠州視聴合記』の巻一国代記には、次のようない内容がある。

隠州 在北海中 故云隱岐嶋…從是南方至雲州美穂關三十五里
辰巳至伯州赤崎浦四十里 未申至石州温泉津五十八里 自子至卯

【白忠鉉】

さざらに独島に関する最初の日本側記録である『隠州視聴合記』(一六

六七) (甲) にも隠州からいきらか行くと松島(独島)が現れ、さらに行くと竹島(鬱陵島)が現れるといい、「日本の国境は此州で限る」と記録されているが、これはまさに松島からは外国と見ていたと解釈しなければならず、日本側主張のように松島までを隠州に含んでいたと見ることはできない。(『独島研究』四二九~四三〇頁) (乙)

*李漢基を引用する。

一九八七年

【堀和生】

日本の文献で、今日の竹島が初出するのは、出雲藩士斎藤豊仙の『隠州視聴合記』(一六六七年)であり、松島の名称で竹島=鬱陵島と併記されている。(一〇一頁) (甲)

亥間に一日一夜行けば松島がある。さらに一日の距離のところに竹島がある。(俗言に磯竹島と呼ぶが、竹や魚やおつとせいが多い。神書にいういわゆる五十猛である)。この二島(松島と竹島)は無人島であり、高麗を見るのがちょうど雲州から隠岐を見るのと同じである。そういうわけで日本の西北(乾)境地はこの州(隠州)をもつて限りとする。

すなわち日本で最初に鬱陵島と独島を記録したこの『隠州視聴合記』は、位置の上から見ると独島を松島、鬱陵島を竹島と呼びながら、この二島から高麗を見ることは、ちょうど日本の雲州(出雲国)から隠岐を見ると同じであり、この二島松島と竹島は高麗に属しており、日本の西北境界地は隠州(隠岐島)をもつて限界とすることを明らかにしている。この『隠州視聴合記』の編纂者斎藤豊仙は出雲(雲州)の官吏(藩士)として藩主の命を受け一六六七年(日本)の寛文七年)夏に隠岐島を巡見し採録して『隠州視聴合記』をもつて復命したのである。日本で最初に鬱陵島と独島を記録したこの文献は、鬱陵島と独島は高麗(韓国)の固有領土であつて日本の領土ではないという事実をよく証明している。(四九~五〇頁)

ところで、この日本側史料は発掘者の意図とは異なり、鬱陵島と独島が高麗(韓国)の領土であり、日本の領土ではないことを明白に証明している。

「隠州在北海中 故云隱岐島…戌亥間 行一日一夜有松島 又
一日程有竹島(俗言磯竹島多竹魚海鹿 按神書所謂五十猛歟)
此二島無人之地 見高麗如自雲州望隱岐 故日本之乾地 以此州
為限矣」〔隠州は北海のなかにある。それで隠岐島という。〕戌

無可往地 戌亥間行一日一夜有松島 又一日程有竹島(俗言磯竹島 多竹魚海鹿) 此二島無人之地 見高麗如自雲州望隱岐 然而日本之乾地 以此州為限矣:

この記録にみえる竹島は今日の鬱陵島であることは明らかであり、ここでの松島は日本の隠岐島から戌亥のあいだすなわち西北方へ船で一日一夜の距離にあつたというが、船の規模や波頭あるいは風速などが一定しないから、ちょうど二日一夜の距離なのははつきりとはしないが、のちにも今日の独島に比定される島嶼を日本側では松島と呼ぶ記録がある点などを勘案すると、いったん現在の独島を指すものとしても構わないようである。

この記録によれば独島(松島)と鬱陵島(竹島)がいずれも無人島だとするが、独島はもちろん無人島であったとしてよいが鬱陵島までも無人島であつたとできるかは疑問である。それはともかく、この記録によれば、この二島から高麗を見るのと同じであり、しなわち出雲地方から隠州すなわち隠岐島を見るのと同じである。この記録によれば、この二島から高麗を見るのは日本から雲州すたがつて日本の乾地すなわち西北の土地は「此州」すなわち隠州をもつて限界となるという。言い換えれば「隠州視聴合記」で、今日の独島が松島という名前で認知されている事実は認められるものの、そのことは鬱陵島すなわちこの記録にいう竹島とともに日本領土の西北方限界の外にあると認識されていたことが分かる。「隠州視聴合記」では日本領土の西北限界が現在の隠岐島と認識されていたことである。(『独島研究』一八九~一九〇頁) (乙)

的に証明している。

隱岐は北海のなかにある。それで隱岐島といふ。・戌亥間に「一
日夜行けば松島がある。さらに一日の距離のところに竹島」が
ある。(俗言に磯竹島と呼ぶが、竹や魚やおつとせいが多い。神
書にいういわゆる五十猛であろうか)。この二島(松島と竹島)
は無人島であり、高麗を見るのがちょうど雲州から隱岐を見るの
と同じである。そういうわけで日本の西北「乾」境地はこの州
(隱州)をもって限りとする。

われわれがここでまた注目するのは、日本で最初に鬱陵島と獨島
を記録した文献だという『隱州視聴合記』は、(甲) 日本で獨島を
松島、鬱陵島を竹島としていたこととともに、この二島から高麗を
見ることはちょうど日本の雲州(出雲国)から隱岐を見るのと同じ
であり、この二島、松島と竹島は高麗に属することを教えてくれ、
したがって日本の西北方の境界は隱州(隱岐島)をもって限界とす
ることを明白に証明しているという事実である。(『慎鑄夏九六』五
九一六〇頁)

そののち日本の出雲「雲州」の官史(藩士)として藩王の命を受け
け、一六六七年(日本の寛文七年)夏、隱岐島を巡見し、その見聞
を採録して復命した斎藤豊仙も、その文章『隱州視聴合記』で一さ
きにも述べたように日本の西北境地が隱州(隱岐島)をもって限
りとすると書いており、松島「独島」と竹島「鬱陵島」の位置を正
確に叙述しつつ、これらが高麗「韓國」の領土だと記録した。(『慎
鑄夏九六』一二五~一二六頁)(乙)

*「」こでは『慎鑄夏九六』第一部によるが、初出は『韓國社会
史研究会論文集』二七、一九九一年。

一九九六年

〔李薰〕

獨島の存在を最も早く記録しているものとして『隱州視聴合記』
がある。(甲) 出雲州の藩士斎藤豊仙が領主の命を受け、一六六七年
に隱岐を巡視したのち報告用に作成した本書には、「竹島(鬱陵
島)と松島(独島)は無人島で、ここから高麗(朝鮮)を見るのは
ちょうど雲州から隱岐を見るのと同じである」としており、鬱陵
島・独島が朝鮮の土地であることはもちろんのこと、日本の西北境
界が隱岐であることを分明にしている。(一九一〇頁)(乙)

〔慎鑄夏 a b〕

日本政府は、獨島に関する日本側最初の文献として一六六七年
に編纂された『隱州視聴合記』を挙げている。(甲) 本書は、出雲
(雲州)の官人(藩士)斎藤豊仙が藩州(大名)の命を受け、一六
六七年夏に隱岐島(玉岐島)を巡視し、観察したり聞いたこ
とを採録して提出した報告書である(*4) ところでこの書にも獨島と
鬱陵島は高麗(朝鮮)に属し、隱岐は日本に属し、隱岐が日本の
西北方の限界だという趣旨を以下のように記録(*5) した。

隱岐は北海のなかにある。それで隱岐島といふ。・戌亥間に
二日一夜行けば松島(当時、独島の日本側呼称)がある。
さらに一日の距離のところに竹島(当時、鬱陵島の日本側呼称)
である。…この二島(松島と竹島)は無人島であり、高
麗を見るのがちょうど雲州から隱岐を見るのと同じである。そ
ういうわけで日本の西北「乾」境地はこの州(隱州)をもって限
界が隱岐であることを分明にしている。

りとする。(*)

日本最初の独島関連文献である『隱州視聴合記』は、官厅の報告
書であり、日本の西北国境を隱岐をもって限りとする明白に規定し
(*) ておらず、これは松島と竹島を高麗のものとして分類しているとは
言えまい。これは独島が韓国領土であることについての明白な証
明にはかならない。とすれば、これは今日日本政府が日本の西北側
国境を鬱陵島と独島のあいだに設定していることが、どれほど荒
唐無稽なごり押しであり暴言であるかを、あらためてよく証明して
くれる。(『新東亜』五九三~五九四頁、『慎鑄夏九六』二九一三〇
頁)(乙)

*初出は、独島学会創立記念学術シンポジウム主題発表論文

(一九九六年四月)、韓国精神文化研究院独島問題学術会議主題發

表論文、『新東亜』一九九六年四月号の三論稿というが、ここで

は『慎鑄夏九六』第一部収録分をもとに、『新東亜』論稿との異
同を注記した。

(*1) 「文献」は、『新東亜』論稿では「記録文献」とする。

(*2) 「藩州」は、『新東亜』論稿では「領主」とする。

(*3) 「提出した報告書である」は、『新東亜』論稿では

「隱州視聴合記」という題目をつけて報告書を提出し
たのである」とする。

(*4) 「隱岐」は、『新東亜』論稿では「隱岐島」とする。

(*5) 「隱岐が日本の西北方の限界だという趣旨を以下によ
うに記録した」は、『新東亜』論稿では「日本の果て
だと記録した」とする。

(*6) 「隱岐」は、『新東亜』論稿では「隱州」とする。

〔慎鑄夏 c〕

日本側調査によれば、日本の文献のなかで竹島「鬱陵島」ととも
に松島「独島」が最初に記録されているのは、一六六七年に編纂さ
れた『隱州視聴合記』である。(甲) 本書は、編纂者斎藤豊仙が出
雲の官員(藩士)として藩主の命を受け、一六六七年(日本の寛文
七、朝鮮の顯宗八)夏に隱岐島を巡回しながら調査し、観察したり
聞いたりしたままを採録して報告書したものである。本書には次の
よう記録されている。

隱州は北海のなかにある。それで隱岐島といふ。・戌亥間に二
日一夜行けば松島(独島—引用者)がある。さらに一日の距離の
ところに竹島(鬱陵島—引用者)がある。(俗言に磯竹島という
が、竹や魚やオットセイが多い。神書にいういわゆる五十猛であ
るか) この二島(松島と竹島)は無人島であり、高麗を見るのが

ちょうど雲州から隱岐を見るのと同じである。そういうわけで日本の西北（乾）境地はこの州「隱州」をもつて限りとする。本書では日本の隱岐島から西北方へ船で二日一夜の距離を行けば松島があり、松島から一日距離に竹島があるとしており、位置と距離から判別すると独島「子山島」を松島、鬱陵島を竹島と呼んでおり、この二島（松島と竹島）から高麗を見るのが、ちょうど日本の日本の西北境界は隱州をもつて限界とすることが明らかである。日本で最初に独島を記録したこの文献は、鬱陵島「竹島」と独島雲州（出雲國、現在の島根県）から隱岐島を見るのと同じであり、この二島（松島「獨島」と竹島「鬱陵島」）は高麗に属し、したがって日本で最初に独島を記録したこの文献は、鬱陵島「竹島」と独島「松島」が高麗（韓国）領土であり、日本の境界外にある島としていて、日本領土ではないという事実を明らかにしている。（N）

【梶村秀樹】

日本側文献に竹島すなわち独島が初めて現れるのは出雲藩士斎藤豊仙編の『隱州視聴合記』（一六六七年刊行）で、韓国側に比べるとたいへん遅い。ここには「竹島（鬱陵島）と区別された「松島」という名で記載されている。（六一七頁）（甲）

『隱州視聴合記』の表現は、韓国側の主張の如く隱州を日本の境界だと述べていると理解しなければならない。（六二〇頁）（乙）

【下條正男】

『隱州視聴合記』は、寛文七年（一六六七年）八月、藩命を受けた松江藩の斎藤矛緩が約一ヶ月を掛け、その預り領の隱岐島を巡察した際の調査報告書である。この『隱州視聴合記』は、竹島問題が

慎鋪夏氏は、右の「國代記」の文章から、②と④を抜き、①と③⑤を結んで、⑥の「此の州をもつて限りとなす」の此の州を隱岐島のことと解釈し、「隱州視聴合記」も松嶋（現竹島）を朝鮮領としていたと結論を下していた。

しかしその解釈は、①と③と⑤を結んだ限りではそう読めないこともないが、資料は全体を見て正確に読まねばならぬのである。②を読まずにこの史料を解釈すると、隱岐島が日本の各地からどの方角で、どれほどの距離にあるかを示した斎藤矛緩の意図を抹殺し、文意を変えてしまうからである。

そして③の「戌亥（北西）」と、⑥の「日本の乾（北西）の地」から直接「此の州を以て限りとなす」に繋ぎ、此の州を隱州（隱岐島）とすると、松嶋（竹島）は朝鮮領であるかのような錯覚を与えるが、それは無理な解釈である。まず⑤の「高麗を見ること雲州の隱州を望むがごとし」は、高麗（朝鮮）を見ている位置は当然日本領と認識しているわけで、竹島、鬱陵島、隱岐島の中で雲州（島根）から隱岐島を見るように朝鮮が見えるのは、鬱陵島だけしかないからである。従つて慎鋪夏氏が引用した文章だけから見ても、この州を以て限りとするのは、鬱陵島ということになる。

それを慎氏は何ら疑うことなく、「此の州」を「隱州」のこととされているが、「州」には「島」の意味があり、隱岐島を隱州とするように「此の州」を鬱陵島のこととしても問題はないのである。現に李灝も「星湖僕説類選」の中で、安龍福の功で鬱陵島が朝鮮に復したことを「一州の土を復す」と記しているからだ。

史料はやはり一部を読んで解釈するのではなく、全体を見て読るべきではなかろうか。

発生して以来、日韓双方で竹島を自国領とする証左とされてきた。それは卷一の「國代記」に、松嶋（元竹島）と竹嶋（元鬱陵島）の一島が見え、その読み方によつては、竹島が朝鮮領とも解釈ができるからである。

そこで多少煩瑣となるが、理解を妨げない程度で一部を省略し、当該箇所を紹介してみたいと思う。

①隱州（隱岐島）は北海中にあり。（中略）

②是（隱岐島）より南、雲州美穂閔に至ること三十五里。辰巳

（南東）伯州赤崎浦に至ること四十里。未申（南西）石州温泉

津に至ること五十八里。子（北）より卯（東）に至りては、往くべきの地なし。

③戌亥（北西）の間、行二日一夜にして松嶋（現竹島）あり、また一日の程にして竹島（現鬱陵島）あり。

④（註）俗に磯竹島といふ。竹魚海鹿多し。接するに、神書の所謂五十猛（イソタケ）歟。

⑤此の二嶋、無人の地。高麗（朝鮮）を見ること雲州より隱州を望むがごとし。

⑥然らず則ち、日本の乾（北西）の地、此の州を以て限りとなす。ここで斎藤矛緩が記述しているのは、北海の中にあたる隱岐島が、東西南北それぞれの方角にある日本の領土から、どれ程の位置にあるかである。当然これはそれぞれの地域が隱岐島を中心に、放射線状に結ばれていると考えてよく、隱岐島から北西の位置にある③の竹嶋（現鬱陵島）は、日本の再北西にある領土と認識されていたと解釈してよい。

ところが最近、「新東亜」九六年四月号に竹島問題を発表された

慎氏はまた隱岐島を日本の北西の限りとされたが、それでは隱岐島を北西の限りとする基準点はどこに置くのであろうか。江戸（東京）をその中心に据えれば隱岐島は西にあたる。これは「國代記」の②を省略せずに史料を読解してみると、その中心点が隱岐島にあることは明白である。慎氏が解釈しているように、中心点に据えた隱岐島を日本の北西の限りとするのでは、斎藤矛緩が隱岐島を基点とした意味がなくなってしまう。

これはもう少し慎重に史料を読むべきではなかろうか。それは④の註も抹殺すべき部分ではないということだ。この註には鬱陵島が俗に磯竹島（イソタケシマ）と呼ばれている理由を、「日本書紀」の「神代卷」に登場する「五十猛神」に求め、斎藤矛緩自身が考証している部分だからだ。『隱州視聴合記』の著者が磯竹島を朝鮮領と認識していれば、そういった按語を書くはずもない。この註なども斎藤矛緩が磯竹島（鬱陵島）を自国領と認識していた証左の一つである。

さらに当時、斎藤矛緩が鬱陵島を以て日本の北西限とし、鬱陵島を日本領と認識していたことは、『隱州視聴合記』の「知夫郡焼火山縁起」の文中からも指摘することができます。

同縁起には、「時に元和四年春三月、又伯耆國の大賀村河氏、官より朱印を賜り大船を磯竹島に到す。颶風に遇いて高句麗に落つ」と記されている。この縁起では朝鮮とるべきところ高句麗と表記しているが、これは縁起であるため古色蒼然とさせるための作文である。元和四年は一六一八年で新しく、文中の村河氏は、後年、安龍福を拉致した大谷氏と並んで幕府から鬱陵島での漁採を許されていだ。この「知夫郡焼火山縁起」を含む『隱州視聴合記』が成立する

ちょうど雲州から隱岐を見るのと同じである。そういうわけで日本西北（乾）境地はこの州「隱州」をもって限りとする。

本書では日本の隱岐島から西北方へ船で二日一夜の距離を行ければ松島があり、松島から一日距離に竹島があるとしており、位置と距離から判別すると独島「于山島」を松島、鬱陵島を竹島と呼んでおり、この二島（松島と竹島）から高麗を見るのが、ちょうど日本の雲州（出雲国、現在の島根県）から隱岐島を見るのと同じであり、この二島松島「独島」と竹島「鬱陵島」は高麗に属し、したがって日本の西北境界は隱州をもって境界とすることが明らかである。

日本で最初に独島を記録したこの文献は、鬱陵島「竹島」と独島「松島」が高麗（韓国）領土であり、日本の境外にある島としていて、日本領土ではないという事実を明らかにしている。（乙）

【梶村秀樹】

日本側文献に竹島すなわち独島が初めて現れるのは出雲藩士斎藤豊仙編の『隱州視聴合記』（一六六七年刊行）で、韓国側に比べるとたいへん遅い。ここには「竹島」（鬱陵島）と区別された「松島」という名で記載されている。（六一七頁）（甲）

『隱州視聴合記』の表現は、韓国側の主張の如く隱州を日本の境界だと述べていると理解しなければならない。（六二〇頁）（乙）

【下條正男】

『隱州視聴合記』は、寛文七年（一六六七年）八月、藩命を受けた松江藩の斎藤矛緩が約一ヶ月を掛け、その預り領の隱岐島を巡察した際の調査報告書である。この『隱州視聴合記』は、竹島問題が

発生して以来、日韓双方で竹島を自国領とする証左とされた。それは卷一の「國代記」に、松島（元竹島）と竹島（元鬱陵島）の二島が見え、その読み方によつては、竹島が朝鮮領とも解釈ができるからである。

そこで多少煩瑣となるが、理解を妨げない程度で一部を省略し、当該箇所を紹介してみたいと思う。

①隱州（隱岐島）は北海中にあり。（中略）

②是（隱岐島）より南、雲州美徳関に至ること三十五里。辰巳（南東）伯州赤崎浦に至ること四十里。未申（南西）石州温泉

津に至ること五十八里。子（北）より卯（東）に至りては、往往べきの地なし。

③戌亥（北西）の間、行二日一夜にして松島（現竹島）あり、また一日の程にして竹島（現鬱陵島）あり。

④（註）俗に磯竹島という。竹魚海鹿多し。按するに、神書の所謂五十猛（イソタケ）歟。

⑤此の二島、無人の地。高麗（朝鮮）を見ること雲州より隱州を望むがごとし。

⑥然らば則ち、日本の乾（北西）の地、此の州を以て限りとなす。ここで斎藤矛緩が記述しているのは、北海の中にある隱岐島が、東西南北それぞれの方角にある日本の領土から、どれ程の位置にあるかである。当然これはそれぞれの地域が隱岐島を中心に、放射線状に結ばれていると考えてよく、隱岐島から北西の位置にある③の竹島（現鬱陵島）は、日本の再北西にある領土と認識されていたと解釈してよい。

ところが最近、『新東亜』九六年四月号に竹島問題を発表された

慎鑑夏氏は、右の「國代記」の文章から、②と④を抜き、①と③⑤を結んで、⑥の「此の州をもつて限りとなす」の此の州を隱岐島のことと解釈し、『隱州視聴合記』も松島（現竹島）を朝鮮領としていたと結論を下していた。

しかしその解釈は、①と③と⑤を結んだ限りではそう読めないこともないが、資料は全体を見て正確に読まねばならぬのである。②を読まずにこの史料を解釈すると、隱岐島が日本の各地からどの方角で、どれほどの距離にあるかを示した斎藤矛緩の意図を抹殺し、文意を変えてしまうからである。

そして③の「戌亥（北西）」と、⑥の「日本の乾（北西）」の地から直接「此の州を以て限りとなす」に繋ぎ、此の州を隱州（隱岐島）とすると、松島（竹島）は朝鮮領であるかのような錯覚を与えるが、それは無理な解釈である。ます⑤の「高麗を見る」と雲州の隱州を望むがごとしは、高麗（朝鮮）を見ている位置は当然日本領と認識しているわけで、竹島、鬱陵島、隱岐島の中で雲州（島根）から隱岐島を見るように朝鮮が見えるのは、鬱陵島だけしかないとある。従つて慎鑑夏氏が引用した文章だけから見ても、この州を以て限りとするのは、鬱陵島ということになる。

それを慎氏は何ら疑うことなく、「此の州」を「隱州」のこととされているが、「州」には「島」の意味があり、隱岐島を隱州とするよう、「此の州」を鬱陵島のこととしても問題はないのである。現に李潤も『星湖集説類選』の中で、安龍福の功で鬱陵島が朝鮮に復したこと、「一州の土を復す」と記しているからだ。史料はやはり一部を読んで解釈するのではなく、全体を見て読るべきではなかろうか。

さらに当時、斎藤矛緩が鬱陵島を以て日本の北西限とし、鬱陵島を日本領と認識していたことは、『隱州視聴合記』の「知夫郡焼火山縁起」の文中からも指摘することができる。

同縁起には「時に元和四年春三月、又伯耆國の大賀村河氏、官より朱印を賜り大船を磯竹島に到す。颶風に遇いて高句麗に落つ」と記されている。この縁起では朝鮮とあるべきところ高句麗と表記しているが、これは縁起であるため古色蒼然とさせるための作文である。元和四年は一六一八年で新しく、文中の村河氏は後年、安龍福を拉致した大谷氏と並んで幕府から鬱陵島での漁採を許されていた。この「知夫郡焼火山縁起」を含む『隱州視聴合記』が成立する

のは、一六六七年一〇月。日本と朝鮮の間ではまだ鬱陵島問題が発生しておらず、李時光の『芝峰類説』が「倭奴磯竹島を占拠す」とした時代で、日本側が鬱陵島を自國領と認識し、実質的にも漁場としていたことは、齊藤矛緩も知っていたはずである。

それは朝鮮との間に鬱陵島問題が起きた時、朝鮮側が三百年間政策的に無人島化していたと反論したように、実際的には鬱陵島が放置された状態にあったからである。日本側としてはすでに光海君七年（一六一四年）、朝鮮側に対して鬱陵島探索の可否を告げていたが、朝鮮側からは正式な回答がなく、以来日本側は実質的に漁撈の場としていたのである。事実この経緯は、『肅宗實錄』二〇年（一六九四年）八月己酉条で、南九萬が肅宗に「倭の此島（鬱陵島）で漁採すること、また久し」と、鬱陵島帰属問題の経緯を奏上した際にも確認されている。

齊藤矛緩が『隱州視聽合記』を著述するのは、その二七年前のことである。この時、齊藤矛緩は鬱陵島を朝鮮領と見做すであろうか。それは当時の時代状況から判断しても有り得ないことである。

従つて齊藤矛緩が『隱州視聽合記』で、「然らば則ち日本の乾（北西）の地、此の州を以て限りとなす」とする此の州は、隱州ではなく鬱陵島でなければならないのである。でなければ安龍福と李於屯が領海侵犯の証拠に拉致され、三年にもわたって鬱陵島の領有権問題が日韓で争われることもなかつたはずである。

『隱州視聽合記』の此の州は、鬱陵島であったのである。（六八一七一頁）（乙）

〔クワク・チャンコノ〕

至伯州赤崎浦四十里 未申至石州温泉津五十八里 自子至卯無可往
地 戊亥間行一日一夜有松島 又一日程有竹島（俗言磯竹島 多竹
魚海鹿）此二島無人之地 見高麗如自雲州望隱州 然則日本之乾
地 以此州為限矣、である。

下條氏は“現代コリア”五月号で、①隱州を中心として、方向および距離を表示したため、独島と鬱陵島が隱州に含まれ、②“見高麗如自雲州望隱州”という表記から、眺めている位置は当然日本領土だと認識しており、③此州の州は隱州ではなく、“州ニ島”的な意味だから此州は鬱陵島であり、④鬱陵島の俗称は“日本書紀”に現れる“五十猛神”にもとづく磯竹島であるとして、日本の北側境界は鬱陵島だと主張している。

まず①をみよう。隱州を中心にして方向および距離を表示すれば隱州の領域に含まれることになるのか？ とすれば隱州を中心には何里式に表記された伯州赤崎浦 石州温泉津がすべて隱州に含まれるということなのか？ 下條氏の論理でゆけば、韓國側記録に、釜山から対馬島が何里、釜山から長崎が何里式に表記されているから、対馬島・長崎も韓國領と認めなくてはなるまい。

②の場合、眺めている位置だから日本領だという主張も理屈に合わない。それは當時鬱陵島近海で漁労作業をしていた漁夫たちから伝聞した内容を記録してそなつただけである。対馬島から釜山が見えると記録されているから釜山が日本領であり、釜山から対馬島が見えると記録されているから韓國領だということになるのか？ 見える方向が重要だともいえるが、この場合は全くそうではない。

③で下條氏が主張するように州が島の意味である場合がある。しかしこうした意味で用いる場合には、群島だと行政体制をもつ集

ところで先の「隱州視聽合記」の最後の一節「というわけで日本の西北地は此州をもつて境界として限る」の「此州」は通常は隱州を指すことが明らかであるのに、下條氏は「州」が島だという意味もあるから」という変わった前提のもと、二つの無人島（鬱陵島・独島）だと解釈しているのは、それこそあきれたごり押しである。

「州」（行政単位の州）が島の意であることもあるが、この場合「洲」（島の洲）の字を使って洲島・洲嶼など慣用句として用い、州は州郡県・州国のように用いる。二つの無人島を州だとか、松島（独島）を松州などとすることは全くない。

さらに「というわけで日本の西北地は此州をもつて境界として限る」にいう「此州」は、まさにこの報告書の主題（隱州視聽合記）であるとともに、冒頭にある「隱州は…」とおしまいあたりの此州の直前に現れる州名を受けて、隱州が日本國の境界の限りであるというのである。（二三三五頁）（乙）

〔金炳烈〕

『隱州視聽合記』は斎藤豊仙が隱岐島地方を巡視して一六六七年になした風土記である。一九五〇年代に韓日間で独島領有権論争がおこったとき、日本側が領有権主張の資料として提示したものの、かえつて韓国の領有権を立証する羽目に陥ることとなつた資料である。

そののち日本側ではこの件につきふたたび取り上げることがないままだが、問題となつている原文は

隱州在北海中故云隱岐嶋・從是南方至雲州美穗關二十五里 辰巳

〔河鍊洙〕

この松島（今日の竹島）が日本の歴史的文献において初めて初めてみられるのは、一六六七年編纂された『隱州視聽合記』卷一国代記にお

いて、『隱州視聽合記』の州は隱州とみるのが、文章上も意味上も妥当だということである。（一九四一九六頁）（乙）

一九九九年

いてであると言わわれている。すなわち、その記録には「隱州在北海中故云隱岐嶼、…戌亥間行一日一夜有松島、又一日程有竹島（俗言磯竹島多竹魚海鹿按神書所謂五十猛歟）此二島無人之地、見高麗如自雲州望隱州」然則日本之乾地以・此州・為限矣」と、今日の竹島に対する認知が明記されている。（一四四頁）（甲）

*川上健二を引用する。

二〇〇〇年

〔内藤正中〕

：一六六七年（寛文七）に、松江藩士の斎藤豊仙が著した『隱州視聽合紀』では、朝鮮との国境について次のように記している。

〔隱州在北海中 故云隱岐嶼・戌亥間 行二日一夜有松島 又 日程有竹島（俗言磯竹島 多竹魚海鹿）此二島無人之地 見高麗 如自雲州望隱岐 然則日本乾地 以此州為限矣〕
この記述は、幕府の特別許可を得て竹島渡海事業を営んでいた伯耆国米子町人の船が、竹島往復の途中で入手した松島（元竹島）についての知見が隱岐の国内に伝えられ、齊藤の知るところとなつて記されたものである。それが竹島（鬱陵島）とともに松島についても記していることから注目されているところであり、さらには現在の竹島（独島）領有権にも関わる問題として、特に「日本乾地以此島の固有領土論を証明しながら、日本の西北側国境を鬱陵島と独島のあいだに設定しようとすることが、どれほど荒唐無稽なり押しであり暴言であるかを、あらためてよく証明してくれる。（一一一頁）（乙）

*一三三一～一三三三頁にもほぼ同文あり。

二〇〇四年

〔下條正男〕

：日本政府が竹島の歴史的権原を示す文献としている出雲藩の斎藤豊仙が編述した『隱州視聽合記』（一六六七年序）に対しても、韓國側は別の解釈を示した。『隱州視聽合記』の「国代記」には「日本の乾（北西）の地、此を以て限りと為す」と記されていることから、日本政府はこの「国代記」にある「此州」を鬱陵島のことと解釈し、それより東にある竹島は当然、日本領であると解釈した。ところが、『韓國の領土』（一九六九年刊）の著者である李漢基氏は、「『隱州視聽合記』を精読すると、隱州（隱岐島）を日本の乾（西北限界）としている」と分明である。日本側は鬱陵島と独島が西北限界と誤認している」と主張したのである。

とする。

日本最初の独島関連文献である『隱州視聽合記』は、官厅の報告書であり、日本の西北国境を隱岐をもつて限りとする明白に規定しており、松島と竹島を高麗のものとして分類しているのである。これは独島が韓國領土であることについての明白な証明にはかならない。とすれば、これは今日日本政府が「松島渡海免許」をもつて独島の固有領土論を証明しながら、日本の西北側国境を鬱陵島と独島のあいだに設定しようとすることが、どれほど荒唐無稽なり押しであり暴言であるかを、あらためてよく証明してくれる。（一一一頁）（乙）

さらに慎舐慶氏も『独島の民族領土史研究』（一九九六年刊）で、「此州」を隱岐島と解釈し、「日本側の資料は、発掘者の意図とは異なり、鬱陵島と独島が高麗の領土であり、日本の領土でないことを明白に示している」と決めつけたのである。

しかし慎舐慶氏は、後に述べるように、『隱州視聽合記』から自説に都合のよい箇所だけを抜き出して解釈し、「国代記」の文章全体を読んでいかつたのである。同じことは「精読した」とする季漢基氏の場合にもいえる。両氏は、「此州」が日本の北西限である理由を説明した最も重要な箇所を無視し、斎藤豊仙は鬱陵島を日本領としていた、とする日本側の解釈を、「誤説」と断言しているのである。

では、実際の『隱州視聽合記』の「国代記」にはどのように記述されていたのだろうか。文意を損なわない程度に簡略にして引用すると、次の通りである（カッコ内は筆者注）。

（一）隱州（隱岐島）は北海の中にあり。〔中略〕
（一）是（隱岐島）より南 雲州（出雲）美穂（保）関に至る」と三十五里。
（三）辰巳（南東）、伯州（伯耆）赤崎浦に至ること四十里。
（四）未申（南西）、石州（石見）温泉津に至ること五十八里。
（五）子（北）より卯（東）に至りては、往くべきの地なし。
（六）戌亥（北西）の間、行くこと二日一夜にして松島（現在の竹島）あり。また一日の程にして竹嶋（現在の鬱陵島）あり。〔中略〕此二嶋、無人の地。高麗を見る事と雲州より隱州を望むが如し。

（七）然らば則ち、日本の乾（北西）の地、此の州を以て限りと

しかし一六九六年（元禄九）の竹島一件が結着する以前の時期である一六六七年にまとめられた文献である以上、幕府の特別許可を得て竹島渡海事業が行われている時期であるから、竹島（鬱陵島）を日本の乾地（西北境）と思って記述したことは当然と見なければならない。なお、一八一三年（文政六）の大西教保による『隱岐古記集』では、「此島より朝鮮を望免は隱州より雲州を見るより猶遠して、今は朝鮮人来て住すと言ふ」と記し、「此島」が竹島（鬱陵島）であることを明らかにしている。本書は前述『隱州視聽合紀』を底本にして、さらに増補したものといわれている以上、『隱州視聽合紀』における「日本乾地」は竹島（鬱陵島）となる。（一一二一頁）（乙）

為す。

この「国代記」を素直に読めば、斎藤豊仙の意図は明らかである。斎藤豊仙は（二）以下で、隠岐島を基準として、隠岐島からの方位と距離を記し、隠岐島とその周辺の地域との地理的関係を示しているのである（前ページの図^{*}参照）。そして（六）では、隠岐島から見て、北西の間にある日本の領土として松嶋（現在の竹島）と竹嶋（現在の鬱陵島）を挙げ、そこからは、雲州（出雲）から隠州（隠岐島）が見えるように高麗（朝鮮）が見える、とその地理的特性を示したのである。

したがつて、この論法からすれば、（七）に記された「此州」がどこの島を指しているのかは明白である。隠岐島を基点に乾（北西）の方角にあって、最も朝鮮半島に近い「州（島）」といえば、『国代記』の中では竹嶋（鬱陵島）の他にはない。「此州」は、李漢基氏や慎鏞夏氏が主張するような隠岐島ではありえない。ところが、李漢基氏や慎鏞夏氏ら韓国側の研究者は、この「国代記」の記述のうち（一）と（七）だけを引用して、日本の『隠州視聴合記』も隠岐島を日本の北西限としていた、と反論しているのである。

実際『隠州視聴合記』中の別の記事「知夫郡焼火山縁起」にも、「伯耆の國の大賈村河氏、官より朱印を賜り大船を磯竹島（鬱陵島のこと）に致す」と記されており、「南方村」条では、「磯（議）竹嶋に渡る者是に於て泊して晴を量り風を占う」として鬱陵島への渡海に言及している。斎藤豊仙が鬱陵島を日本領として『隠州視聴合記』に書くのは当然のことなのである。（一六七〇一七一頁）（乙）
（*）図は省略した。

注：（甲）（乙）の記号は本文中の説明に一致する。

（いけうち・さとし 名古屋大学教授）

明らかにそれは牽強付会の説である。それでは（七）の前に、接続詞の「然らば」を入れた意味がなくなってしまう。「ここでの「然らば」の役割は、雲州（出雲）より隠州（隠岐島）を望むがごとく、竹嶋（鬱陵島）から高麗（朝鮮）が望めることを強調することにあるからである。そして、日本領から高麗（朝鮮）が望めるのは、『国代記』の中では鬱陵島だけである。

そもそも『隠州視聴合記』が書かれた当時の出雲藩には、竹嶋

山下英愛

韓国における女性法曹養成教育の歴史と現状

青丘学術論集 第25集

印 刷 2005年3月10日

発 行 2005年3月15日 (非売品)

編集・発行 財団法人 韓国文化研究振興財団
〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町2番23号
京都荘ビルディング

電話 03(5261)1958 Fax 03(5261)0368

印 刷 東洋経済印刷株式会社